

# 「低圧電気取扱業務」特別教育の実施について

札幌労働基準協会長

労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第4号）では低圧電気取扱の業務に従事させる労働者に対し、事業者は一定の科目と時間により特別の教育を実施しなければならないこととされております。

このたび当協会において、当該業務に係る特別教育規程のうち「充電部分が露出している開閉器の操作の業務」（注）の特別教育を実施することとしましたので、この機会に多数の方に受講いただきたく、ご案内いたします。

（注）充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務

- 1 日 時 令和6年4月19日（金） 時間は各回8時50分～18時10分  
令和6年7月5日（金） （受付開始は各回8時20分から）  
令和6年10月4日（金）  
令和7年1月24日（金）
- 2 場 所 北海道トラック総合研修センター（駐車場はありません）  
札幌市中央区南9条西1丁目
- 3 受講料等 当協会会員 7,700円 テキスト代 1,045円 計 8,745円  
一 般 9,900円 " " 計 10,945円
- 4 修了証 教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。
- 5 申込方法  
(1) 受講申込書に必要事項を記入しお申込み下さい（fax可）  
（申込先）札幌労働基準協会  
〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目37山京ビル201号  
（電話011-757-0340、FAX757-1803）  
  
(2) 「受講票」が送付されましたら、受講料・テキスト代を下記の口座にお振込み願います。  
北洋銀行北七条支店 普通預金口座930447（口座名：札幌労働基準協会）
- 6 申込受付 定員40名に達し次第締切ります。（定員は変更となる事があります）
- 7 留意事項 (1) 受講前日までの取消は、受講料等をお返しいたします。受講当日に欠席された場合、受講料はお返しできませんのでご了承願います。  
(2) 会場に駐車場及び食堂はありませんので、ご留意願います。  
(3) 実習の際は共通の機材を使用しますので、手指消毒の用意はありますが、防滑の作業用手袋をお持ちの方はご持参願います。

裏面もご覧下さい

安全衛生特別教育規程（抄）

科 目	範 囲	時 間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性・短絡・漏電・接地・電気絶縁	1 時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備・変電設備・配線・電気使用設備・保守及び点検	2 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具・絶縁用防具・活線作業用器具 検電器・その他安全作業用具・管理	1 時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護・作業者の絶縁保護・停電電路に対する措置・作業管理・救急処置・災害防止	2 時間
関 係 法 令	法令及び安衛則中の関係条項	1 時間
実 技	開閉器の操作	1 時間

----- (切り取らずにFAX可です) -----

低 圧 電 気 取 扱 業 務  
特別教育実施委託申込書

〔 月実施分〕

※	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	住 所
		S . . H . .	〒 —
		S . . H . .	〒 —
勤務先名称		(電話 — )	

上記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項による「低圧電気取扱業務」について特別教育の実施を委託いたします。

会員・非会員 の別	どちらかに○印を 付して下さい
--------------	--------------------

令和 年 月 日

札幌労働基準協会長 殿

□ □ □ - □ □ □ □

事業場所在地・名称

事業主氏名印

⑩